

5

各種契約書作成に関すること

大切なお客さまとの、様々な契約時におけるトラブルを避けるためにも。

- 売買・不動産賃貸借・請負契約書
- 各種契約書に関するご相談
- 離婚協議書
- 金銭消費貸借契約書
- 公正証書の起案指導など

法律改正により契約書等を代理人として作成できるようになりました。